

広島県告示第千七百一十一号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名 称	所 在 地
原田整形外科病院	広島市安佐南区上安二丁目一五番一七号

二 救急医療機関として認定された医療機関

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人 昭和 原田整形外科病院	広島市安佐南区上安二丁目一五番一七号	平成二六年一月三〇日	